

平成30年1月23日

〒104-0033

東京都中央区新川1-2-8 第5山京ビル8階
むくの木綜合法律事務所
一般社団法人日本ワーキング・ホリデー協会 代理人
弁護士 横井康貴 先生

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦市郎
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号
KS千種ビル6階F
事務局長 野澤厚美
(TEL: 052-734-8107、FAX: 052-734-8108)

お 問 い 合 わ せ 兼 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

過日は、当団体の申入れに対し、迅速にご対応いただき、また、一部文言については修正・改訂していただき、有り難うございました。

今般貴協会から開示を受けました、留学プログラム基本約款（修正案）につき、消費者保護の観点から検討をさせていただきました結果、消費者契約法に鑑み、文言の解釈が不明ないし消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる記載がありました。

つきましては、別紙のとおり、お問い合わせ兼申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴協会の見解や対応につき、平成30年2月23日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、本お問い合わせ兼申入れの内容、お問い合わせ・申入れに対する貴協会の御回答の有無、内容及び本お問い合わせ及び申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

お問い合わせ・申入れ事項

1 留学プログラム基本約款（修正案） 第7条第3項但書について

（1）条項の内容

（支払い）

本契約成立後、渡航前に、申込者の資格・経験や能力、又は申込者の健康状態（病気や怪我による体調不良等）などによって、当協会による留学プログラムの手配が不可能であることが判明した場合、留学費用は第10条の解約手続の規定に従い返金いたします。ただし、虚偽の資格や経験の申告など、申込者の責に帰すべき事由によるときはこの限りではありません。

（2）お問い合わせの趣旨

第7条第3項但書における、「申込者の責に帰すべき事由によるときはこの限りではありません」とは、留学先等から返金されるお金が発生し、貴協会がこれを受領した場合にも、申込者に対して、一切、返金はしないという趣旨でしょうか。

（3）お問い合わせの理由

ア 消費者契約法9条1号は、

次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同等の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

と規定しています。

イ 業者と消費者の契約において、その途中で解約した場合の解約手数料等につき、業務の進捗状況と関わりなく、早期に高額なものを申し受けたり、納付済み金員については一切返金しないと規定している場合には、留学プログ

ラムあっせん契約の解除に伴い、当該事業者が生ずる平均的な損害の額を超える損害賠償額を予定し、違約金を定めるものとなり、消費者契約法9条1号の適用により、平均的な損害を超える部分について無効となります。

ウ この点、第7条第3項では、申込者の事情によって留学プログラムの提供が不可能となった場合に、原則として、第10条の規定に従って返金を行うが、例外的に、申込者に一定の帰責事由がある場合には、「この限りではない」とされています。

仮に、第7条第3項但書につき、申込者に一定の帰責事由がある場合に、貴協会ないし申込者が契約の中途解約を行った後、貴協会が留学先等に解約の申入れを行い、留学先等から返金されるお金が発生し、貴協会がこれを受領したにもかかわらず、一切申込者に返金しないことを含意する規定と解釈した場合、貴協会が受領する金員は、実質的には「違約金」に当たるとして、平均的な損害の額を超える部分については、消費者契約法9条1号違反の問題が生じることとなります。

したがって、第7条第3項但書につき、上記お問い合わせの趣旨記載のとおり、お問い合わせ申し上げます。

2 留学プログラム基本約款（修正案） 第15条について

（1）条項の内容

（管轄裁判所）

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、東京地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

（2）申入れの趣旨 専属的合意管轄条項は、削除してください。

（3）申入れの理由

専属的合意管轄について定める本条項は、民事訴訟法5条の適用による場合に比し、消費者の権利を制限する内容となっています。

したがって、本条項は、消費者契約法第10条に反するため、改めて削除するよう求めます。

以 上